第四条第一項第一号の表関西電力株式会社の項中「七・四八円」を「九・二七円」に改め、同項第二号イ中「八・四三円」を「八・七四円」に改め、第四条第二項第一号の表関西電力株式会社の項中「一〇・四三円」を「一一・三二円」に改め、同項第二号イ中「一〇・五七円」を「一〇・七二円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十七年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の十第二号及び同条第三号イの規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一第三号中ニを ホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　エチレン－四ふっ化エチレン共重合樹脂フィルム（厚さが一・五ミリメートル以下のものに限る。）で、ハ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するもの

第一第五号ニ中「第三号ニ」の下に「又はホ」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不老谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千四百五十号で指定した不老谷川に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県四国中央市中曽根町

字山田　乙二八四番　一号及び二号

乙二八六番一　三号、四号及び二十四号から二十六号まで

乙二九四番一　五号、二十二号及び二十三号

乙二八六番四　六号

乙二八九番　七号及び八号

乙二八六号三　二十七号

乙三六七番三　九号から十二号まで

字蓑越

乙三六七番一　十三号及び十四号

乙三六五番一　十五号及び十六号

字ワリタキ

乙三六五番二　十七号から二十一号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

広尾谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千八十二号で指定した同号十二に掲げる土地及び昭和二十五年建設省告示第九百七十九号で指定した宮川に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県四国中央市中曽根町

字當分山

乙六二二番　一号

乙六二〇番　二号

乙六一九番二　九号

乙一八五番一　十二号

字アカサコ

乙九二番一　三号及び四号

字新林

乙六一〇番　五号

乙六一二番　六号

乙六一三番　七号

乙六一四番　八号

字琵琶谷

乙六二六番　十号

乙一八九番　十一号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大内野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を砥部町道中通線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第六百二号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県伊予郡砥部町大字玉谷

六一二番地先道路敷　一号

五八七番地先道路敷　二号

五八七番　三号

五七四番　四号

五七二番一　五号

五六七番一　六号及び十三号

一九三一番一　七号

一九三二番　八号及び九号

一九二九番一　十号及び十一号

一九二八番一　十二号

五六三番　十四号

五六〇番地先道路敷　十五号

五七七番　十六号

五八五番地先道路敷　十七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西之谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を久万高原町農道タシロ線道路敷に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を久万高原町農道タシロ線道路敷に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線、標柱五号と六号を久万高原町林道仁合津線道路敷に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県上浮穴郡久万高原町中津

五六〇六番　一号

五五九五番　二号

五五九二番　三号及び四号

五三六五番　五号から七号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上里成谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県上浮穴郡久万高原町

渋草　二六二七番

二六二八番

二六四五番

二六四六番

二六五四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を久万高原町道大成線道路敷に沿って結んだ線、標柱二号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県上浮穴郡久万高原町

渋草　二六二七番地先道路敷　一号

二六二二番地先道路敷　二号

二六二四番　三号

二六二六番　四号から七号まで

二六二九番　八号

二六二七番　九号

二六五四番　十号

二五八八番　十一号

○環境省告示第八十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年五月二十九日付けをもって次の保護増殖事業を認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月二十九日

環境大臣　望月　義夫

一　認定を受けた保護増殖事業を行う者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都台東区台東四丁目二十三番十号　ヴェラハイツ御徒町四〇二

公益社団法人日本動物園水族館協会

会長　荒井　一利

二　認定を受けた保護増殖事業の事業計画

イ　事業計画の名称

ライチョウ保護増殖事業計画

ロ　事業計画の区域

東京都恩賜上野動物園

東京都多摩動物公園

横浜市繁殖センター

富山市ファミリーパーク

いしかわ動物園

長野市茶臼山動物園

市立大町山岳博物館

ハ　事業計画の期間

平成二十七年五月二十九日から平成三十七年五月二十八日まで

ニ　事業計画の概要

(一)　飼育下繁殖の実施及び技術確立

(二)　体制構築

(三)　普及啓発